

松浦町まちづくり運営協議会イベント等補助金募集要項

【補助金制度の趣旨】

松浦町まちづくり運営協議会では、平成23年度から5年ごとにまちづくり計画を策定し、町の地域活性化を推進しています。

こうした中、松浦町の地域活性化につながるイベント等を行う町内外の団体または個人に対して、本補助金制度を策定しました。

【申請及び実施期間】

補助金制度の申請期間は、令和8年6月1日（水）～令和9年2月26日（金）までとし、実施期間は令和10年2月29日（火）までとします。

【申請団体及び個人の条件】

本補助金が申請できる団体及び個人は、以下の要件をすべて満たさなければなりません。

1. 本補助金の透明性確保及び活動周知のため、イベント等の公表に賛同できる団体または個人
2. 未成年のみで構成されていない団体（個人の場合は未成年でないこと）
3. 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としない団体または個人
4. 暴力団でないこと

【補助対象事業】

補助金交付の対象となるイベント等は、令和8年6月以降に新規に取り組むもので松浦町の地域活性化に寄与するものと認められるものとする。（審査は松浦町まちづくり運営協議会事務局で行う）

※同一内容での補助金は年度内1回で通算3回までを対象とする。

※国、県、市、その他の団体の補助金等の交付を受けるものは対象外とします。

審査は次の点に留意して松浦町まちづくり運営協議会事務局で行います。

- ・ 趣味や娯楽が主目的ではないか。
- ・ 松浦町にとって有益なイベント等か。
- ・ 松浦町民の関心を持てるイベントか。
- ・ イベント等の内容、予算規模、実施体制等が適正と判断され、計画どおりに実施が可能であるか。 など

【補助対象経費及び補助金の額】

補助の対象となる経費は、別表のとおりです。

補助金の額は、対象となる経費の10分の10以内で、10万円を上限とします。

ただし、申請者に入場料、出展料、参加料、売上料等のイベント収入がある場合は、経費の合計額から控除したうえで補助金の額を算出します。

※補助金は、予算の範囲内で交付することになります。

【提出書類】

申請を希望する団体及び個人は、次の書類を提出していただきます。

1. 松浦町まちづくり運営協議会イベント等補助金交付申請書（様式第1号）
2. イベント等計画書（様式第2号）
3. イベント等収支予算書（様式第3号）
4. その他、松浦町まちづくり運営協議会長が必要と認める書類（必要に応じて提出していただきます。）

【申請期間】

令和8年6月1日（木）～令和9年2月26日（金）

【書類の提出方法】

郵送または持参

(注意) 持参の場合は、平日の8時30分から17時までに提出してください。

土日祝日は持参での受付は行いません。

【書類の提出先】

〒849-5263

佐賀県伊万里市松浦町山形5490番地2

松浦コミュニティセンター

【審査及び交付決定等】

事務局において審査し、交付又は不交付の決定を行います。

【報告書の提出】

補助金の交付決定を受けた団体または個人は、イベント等完了後、1か月以内に次の書類を提出していただきます。

- ・松浦町まちづくり運営協議会イベント等補助金実績報告書（様式第7号）
- ・イベント等実施報告書（様式第8号）
- ・イベント等収支決算書（様式第9号）
- ・支出を証する領収書等の写し

【補助金の額の確定】

提出いただいたイベント等実績報告書を基に、補助金の額を確定します。

【補助金の請求】

補助金の確定通知を受領した団体または個人は、所定の請求書を提出していただきます。

なお、必要に応じて、補助金交付決定額の10分の10を限度として、概算払い（前払い）の請求ができます。

1. 松浦町まちづくり運営協議会イベント等補助金交付請求書（様式第11号）

【その他】

1. 計画等の内容に変更等が生じた場合は、松浦町まちづくり運営協議会事務局の承認を受ける必要があります。（ご相談ください）
2. 虚偽の申請等があった場合は、決定の取り消しや補助金の返還が発生します。
3. 補助金の概算払い（前払い）の額が補助金の確定額よりも多いときは、その差額を返還していただきます。

【問い合わせ先】

松浦町まちづくり運営協議会事務局

電話0955-26-2001